

J A庄内みどりに勧告

県弁護士会 組合員情報利用巡り

J A庄内みどり(酒田市の組合員が販売委託したコメ代金の未払い金の支払いを同

J Aに求めた集団訴訟を巡り、原告団に加わろうとした組合員が同J Aから人権侵害を受けたと訴え、県弁

護士会が同J Aに改善を求める勧告をしていたことが分かった。

原告側が25日、酒田市役所で記者会見して明らかにした。同J Aは訴訟に参加しようとした組合員のリス

トを作成し、同J Aの理事らがリストを基に組合員宅などを訪れ、原告団に加わらないうよう働き掛けたという。

組合員情報の目的外利用にあたるとして、昨年末に県弁護士会に

申し立てをした。

原告側が公表した県弁護士会の勧告・要望書には「訴訟事件にくみしない公平・中立の立場であっても迅速かつ慎重に調査すべきだ」などとして、同J Aに組合員らの情報をみだりに収集、利用、第三者への提供などを行わないよう求めた。

【高橋不二彦】